

平成28年1月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成28年 1月20日〔水曜日〕 9時00分 開会

2. 開催場所 市役所議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 (14名)

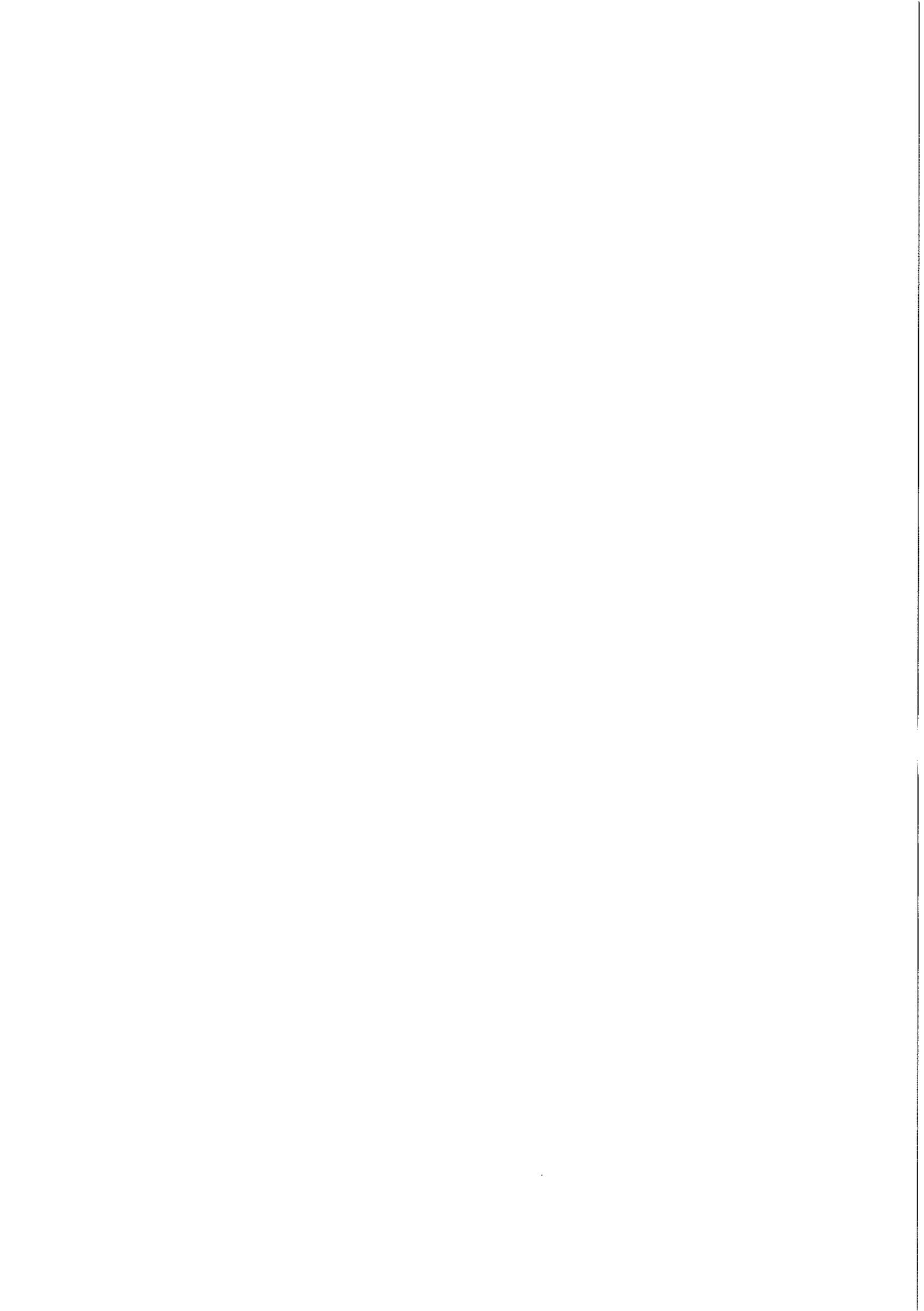
会長	4 番	脇田 峰生
職務代理	8 番	日笠山 隆
委員	1 番	小倉 伸一
//	2 番	橋口 好文
//	3 番	瀬川 寅夫
//	5 番	石寺 政和
//	6 番	岩本 延男
//	7 番	浦口 幸夫
//	9 番	日高 仙三
//	10 番	中村 正幸
//	11 番	河本アツミ
//	12 番	南 重徳
//	13 番	古田 洋美
//	14 番	白河 澄雄

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農業振興地域計画変更（用途変更）に係る意見の聴取について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号 非農地証明願いについて
議案第6号 あっせんについて
議案第7号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について



○事務局

皆さんおはようございます。あけましておめでとうございます。本年も事務局一同、よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまから平成28年1月の定例総会を開催いたします。

開催に先立ち、会長に挨拶をお願いしまして、引き続き、議事の進行をお願いいたします。

○会長

1月も中旬と日も経ちましたけど、皆さんあけましておめでとうございます。

お正月お正月と言っていたのもつい昨日のようですが、1月も中旬を過ぎたところでございます。

皆様におかれましては、家族だんらんのもと、新年を迎えたことと思います。

私も伊勢神社に初詣に行きましたが、境内は沢山の人で混雑しており、今年は、正月3が日穏やかな天候に恵まれ、例年になく、礼拝客が多いように感じました。皆様それぞれ、思いを胸に参拝したことだと思います。

昨年は、気候変動等、自然災害の影響で、西之表市の農業生産については、大変厳しい年となりました。年があけ、サトウキビの収穫も最盛期を迎えるわけですが、収量については、厳しい予想となっております。

今年こそは、農作物全般にわたり、明るい兆しが見えてくることを願いたいと思っていましたが、今週末から寒冷前線の影響で雪との予報もあり、作物への被害が心配されるところです。

委員皆様におかれましても、昨年同様、事務局ともども、農業委員会の運営に関してご協力よろしくお願ひいたします。

○議長

それでは1月の定例総会を開催いたします。

はじめに、日程第1「西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員」の指名をします。

議事録署名委員には、2番橋口委員と3番瀬川委員を指名します。以上で、日程第1を終わります。

○議長

続きまして、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。

まず始めに資料の訂正をお願いいたします。

資料の2ページです。3番の7筆目・8筆目について取下げの申請がありましたので、

削除をお願いいたします。それに伴い、合計欄の 筆数を 17 筆に、面積を 25, 492 平米に訂正、移動理由の欄も 25, 492 平米に訂正をお願いいたします。

そして、もう 1 件は資料の 3 ページです。5 番の貸借期間が 5 年となっておりますが、10 年に訂正をお願いいたします。

それでは、資料は 1 ページです。今月は所有権移転 2 件、賃借権設定 3 件、使用賃借権設定 2 件、合計 7 件の申請がありました。

1 番です。榕城桃園地区です。台帳現況地目畠の 1 筆で、面積 1, 000 平米を賃貸借により 5 年間借り受けるものです。

2 番です。榕城小牧野地区です。台帳現況地目畠の 1 筆で、面積 1, 938 平米を売買により所有権移転するものです。

2 ページをお開き下さい。

3 番です。古田・下西川迎地区です。台帳地目畠・原野・山林・宅地、現況地目畠の 17 筆で、合計面積 25, 492 平米を贈与により所有権移転するものです。

許可後の経営面積が 25, 492 平米となり、下限面積の 50 アールを超えます。

3 ページをお開き下さい。

4 番です。現和武部地区です。台帳現況地目畠の 5 筆で、合計面積 3, 740 平米を使用賃借により 10 年間借り受けるものです。

5 番です。現和武部地区です。台帳現況地目田の 1 筆で、面積 3, 626 平米を使用賃借により 10 年間借り受けるものです。

4 番・5 番の借人は同一で、許可後の経営面積が 7, 366 平米となり、下限面積の 50 アールを超えます。

4 ページをお開き下さい。

6 番です。安納軍場地区です。台帳現況地畠の 1 筆で、面積 2, 336 平米を賃貸借により 5 年間借り受けるものです。

7 番です。安納軍場地区です。台帳現況地畠の 1 筆で、面積 3, 007 平米を賃貸借により 5 年間借り受けるものです。

6 番・7 番の借人は同一で、許可後の経営面積が 5, 343 平米となり、下限面積の 50 アールを超えます。

以上、本件 1 番から 7 番については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

○議長

はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局の方から説明がありました。

続きまして順次、担当委員の方から報告をお願いします。

○2 番委員

はい、2 番です。番号 1 について報告します。

現地は少々荒れていましたが、牧草を作るということで、現地の確認について貸人・借り人双方の確認もいたしまして、間違いないということでございました。

次に番号2について報告します。これは25年ぐらい前に、売買がなされていたもので、所有権移転の手続きが未了となっていたため、今回の申請となつたものです。

現地は、しっかり管理されて、普通作のサトウキビ、甘藷を交互に栽培している農地でありました。以上です。

○6番委員

はい、6番です。整理番号3番について報告します。

16日に、譲受人立会いのもと、現地調査を行いました。

譲渡人は、両親と住んでおりまして、家族で経営する茶の専業農家であります。番屋峯地区に住んでおります。譲受人は義弟になり、自宅は隣接しております。

譲受人は、平成16年から、一緒に、茶葉の経営をしており、現在は、中心的に仕事を任せられているとのことでした。申請農地の内、下西地区にある農地については、野菜等の栽培をするとのことでした。それから、古田地区の760平米が茶畠に使用するカヤ畠になっておりまして、残りの申請農地については茶畠であります。耕作に必要な機械、加工施設についても整備している個人経営の農家であります。

皆様の審議よろしくお願ひします。以上です。

○7番委員

はい、7番です。番号4と5について報告いたします。

番号4は、親から子への経営移譲に伴う貸付けで、武部地区内の畠、5筆の申請です。

次の番号5は、貸人は借り人の甥御にあたり、田1筆を使用貸借により、借り受けるもので、4番5番の借り人は同一申請人です。

1月18日に借り人立会いのもと、現地を確認いたしました。

番号4の農地については、1筆は安納いもの収穫後で、2筆はサトウキビを作付けしております。

あと2筆については、地目は畠ですが、現況、田として使用していました。

次の番号5の農地については、牧草を作付しておりました。

借り人は、従来、親の農業を手伝っており、機械、作業能力、問題ありません。

以上です。

○9番委員

はい、9番です。番号6、7番につきまして報告いたします。

19日に現地調査を行っております。現地は、沖ヶ浜田地区寄りの農地であります、双方の農地は隣接しており、借り人は、同一人であります。

現在は、「きぬさや」を栽培しております。借り人の方は、農業法人の役員であります、聞取りをしたところ、農業法人の方で外国人雇用しているということで、1事業所が雇用できるのは3人までということがありまして、今回、新たに事業を始めるこ

とで、どうしても外国人雇用の必要性があり、この方が新規に農地を求めるということです。番号6番、7番に関しまして、併にキヌサヤを栽培するそうです。

7番に関しましは、貸人とは親子にありまして、住所が県外になっておりますが、現在一緒に、農業及び6次産業の加工の方も一緒にやっているというところです。

住所が県外にあることについては、この貸人の子供の学校関係で、今のところ、住所はそのままにしているとのことです。

申請どおり、間違いありませんでしたので報告いたします。

以上です。

○議長

ただいま、議案第1号について、事務局並びに担当委員から説明がありました。

このことについて、質疑のある方は、挙手でお願いします。

ありませんか。

はい、異議なしとの声がありました。

○議長

それでは採決をいたします。

議案第1号の1番から7番について、原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございました。

○議長

全員の賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番から7番について、原案どおり許可することと決定いたします。

○議長

続きまして、議案第2号「農業振興地域計画変更に係る意見の聴取について」ですが、本案件は次の議案、第3号、「農地法第4条の規定による許可申請について」と関連がありますので、一括して審議をいたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

「議案第2号農業振興地域計画変更用途変更の意見の聴取について」及び「議案第3号農地法第4条の規定による許可申請について」を一括して説明いたします。

資料は5・6ページです。今月は牛舎及び運動場1件の申請がありました。

1番です。申請地は現和上之町地区の土地1筆で、台帳現況地目畠、面積1,567平メートルであります。申請人は現在18頭の和牛雌牛を飼育していますが、規模拡大に伴い10頭増頭するため、新たな牛舎・運動場を整備したいということあります。

土地の条件は、昭和50年施行の県営現和圃場整備事業が行われた土地で、「農用地区域内農地」に該当します。

市で定める農用地利用計画の用途変更を行うことで、転用許可の不許可の例外である

「農用地利用計画指定用途」に該当します。

周辺は自己所有の畠と道路及び山林がありますが、被害防除計画及び被害防除誓約書が提出されていることから、転用による周囲への被害はないと思われます。

また、事業予算証明書も提出されており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われるものと思われます。

以上で説明を終わります。委員の皆さまのご審議よろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。

審議案件は1件ですが、これについては昨日、現地調査が行われております。

昨日は霰が降ったんじゃないかと心配していましたが、現地調査中はそこまでなかつたそうで、調査委員の皆様、お疲れさまでした。

委員長の報告をお願いします。

○9番委員

はい、9番です。

昨日、私と8番委員並びに申請案件の担当委員、事務局立会いのもと、調査をいたしましたので報告いたします。

まず、議案第2号と第3号は、先ほど議長が述べたように、一括して報告をしたいと思います。場所といたしましては、現和の上之町地区にある農地がありました。

画面の現地写真を見ますと、一筆となっていますが、元々は3,136平米の農地を分筆して、その内の1,567平米に、牛舎、運動場を造るということあります。

この右側のほうに分筆された1,500平米ぐらいがありまして左側のほうには、別の名義の方の農地、500平米ぐらいの、縦長の農地がありました。

手前に牛舎の126平米を建設いたしまして、奥のほうに運動場を作るということでございます。

隣接地との境界には土手を築造するということでありまして、分筆した農地には、サトウキビの作付けをしたいとの申請であります。

この牛舎に関しましては、息子さんの方が、今回から就農して一緒にやるということでの転用の申請であります。周囲に関しましても十分気をつけて防除計画等も、出されているということありますので、申請どおり後継者もいるということで、許可相当ではないかと思うところで、委員の意見の一致を見たところです。

以上で報告を終わります。

○議長

それでは続いて、担当委員の報告をお願いします。

○7番委員

はい、7番です。調査委員長の報告のとおりでありますが、申請人は、息子たちと共に、きび、米、畜産等を経営しておりましたが、2年ほど前から、申請人の息子さんが、

規模拡大をしたいということで、申請地を探していたようですがなかなか適地が見つからなかつたようで、今回の転用による増設の申請に至ったとのことです。

後継者についても畜産業を目指す意欲ある青年との印象を受けました。皆さんの審議よろしくお願ひします。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局並びに調査委員長、担当委員の方から説明がありました。

議案第2号、農業振興地域計画変更に係る意見の聴取について、及び議案第3号農地法第4条の規定による許可申請について、質疑のある方は挙手でお願いいたします。

○12番委員

はい、12番です。

これは質疑ではございませんが、土地改良区に関係のある農地でもございます。

土地改良区の方にも申請が上がってきておりまして、改良区としても審査した結果、問題ないということでございます。申請人については、後継者もいるとのことです。

是非よろしくお願ひしますと申し上げておきたいと思います。以上です。

○議長

はい、ただいま土地改良区の方からも説明があったとおりです。

他にありませんか。質疑がないようでしたら採決をしたいと思います。

よろしいですか。

○議長

異議なしとの声です。それでは採決いたします。

まず、議案第2号の1番について、原案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございます。

全員の賛成ですので、議案第2号「農業振興地域計画変更に係る意見の聴取について」の1番については、原案どおり承認し、意見を市長に送付いたします。

○議長

続きまして、議案第3号の1番について、原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございます。

これも全員の賛成ですので、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」の1番については、原案どおり許可することに決定し、県の常任会議員委員会議に諮問をいたします。

○議長

続きまして議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を説明いたします。

資料は7ページです。今月は一般住宅1件の申請がありました。

1番です。申請地は下西上石寺地区の土地1筆で、台帳現況地目畠、面積476平米であります。譲受人は種子島出身であり、老後を郷里の種子島で過ごすため、自己用の住宅を建築したいとのことです。

土地の条件は、農振農用地区域外であり、農地規模が10ヘクタール未満で、ガス管・水道管の埋設された幅員4メートル以上の道路に面し、かつ、その施設を容易に享受でき、概ね500メートル以内に2の教育施設が存在することから、第3種農地の「都市的環境整備農地」に該当すると判断されます。

周辺は宅地と道路がありますが、被害防除計画及び被害防除誓約書が提出されていることから、転用による周囲への被害はないと思われます。

また、残高証明書も提出されており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われるものと思われます。

以上で説明を終わります。委員の皆さまのご審議よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございます。

今月は「農地法第5条の規定による許可申請について」は1件です。

これについても昨日、現地調査が行われております。それでは、調査委員長の報告をお願いします。

○9番委員

はい、9番です。それでは、議案第4号の農地法第5条の許可申請についての報告をいたします。

場所といたしましては、下西上石寺地区の住宅街にありますて、500米以内には、教育機関や国の行政機関、警察署等がある第3種の農地です。

地積476平米で、左右隣接地には住宅が建っておりますて、周辺にも排水設備があり、住宅街でもありますので、環境には全く影響はなく、また、農地も無いということで、これは許可相当ということで委員の意見の一致を見たところです。

以上です。

○議長

はい、ありがとうございます。

では、続いて担当委員の報告をお願いします。

○5番委員

はい、5番です。ただいま、調査委員長の説明のとおり、何ら問題はないと思いますので、皆さんの審議方よろしくお願ひいたします。

なお、譲受人は埼玉県に在住で、西之表出身だそうです。

以上です。

○議長

はい、ただいま事務局並びに調査委員長、また担当委員の方から説明がありました。

これについて、質疑のある方は举手でお願いします。

○議長

はい、ただいま、異議なしの声がありました。それでは採決をいたします。

議案第4号の1番について、原案どおり許可することに賛成の方は、举手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございました。

全員の賛成ですので、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の1番については、原案どおり許可することに決定し、県の常任会議員会議に諮問をいたします。

○議長

続きまして、議案第5号「非農地証明願いについて」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議議案第5号「非農地証明願いについて」を説明いたします。資料は8ページです。

1番です。伊闘沖ヶ浜田地区です。台帳地目は畑ですが、平成8年8月9日から耕作せず、現在雑種地となっています。交付基準3（ウ）に基づいた申請です。

以上で説明を終わります。

○議長

はい、ありがとうございました。

これについても、昨日、現地調査が行われております。調査委員長の報告をお願いします。

○9番委員

はい、9番です。それでは、議案第5号の非農地証明願いについて、報告をいたします。

写真の場所を見てわかるとおり、これは、平成8年から耕作せずとなっておりますが、耕作できない状態でありまして、県が基盤整備をして、それを市に移管する段階でなぜか申請地だけが農地のまま移管されていたということで、今回所管である市の財産監理課が、市の財産のいろんな調査をしている中で見つかったものです。

市が農地を持つことはないのですが、それがあったということでありまして、財産監理課の立会いのもと現地調査をしました。

面積は、6平米ということで、農道の法面に位置しており、一応、地目的には農地という形で残っていた状態です。隣接の農地は個人の名義になっております。

なぜこういう状況になったかは、ちょっと理解しがたいところですが、市としては公有財産の適正化の手続きのため、今回の申請となつたということです。以上です。

○議長

それでは、続いて担当委員の報告をお願いします。

○13番委員

はい、13番です。ただいま、調査委員長の報告のとおり間違ひございません。

皆様の審議よろしくお願ひいたします。

○議長

これについて、質疑のある方は举手でお願いします。

○議長

はい、異議なしの声がありました。それでは採決をいたします。

議案第5号の1番について、原案どおり許可することに賛成の方は举手をお願いします。

○議長

全員の賛成ですので、議案第5号「非農地証明願い」の1番については、非農地として承認することとします。

○議長

続きまして、議案第6号「あっせんについて」を議題とします。

事務局説明をお願いします。

○事務局

議案第6号「あっせんについて」を説明いたします。資料は9・10ページです。

今月のあっせん申出は「貸したい」の申し出が3件でした。

9ページ上段「貸したい」の申し出です。場所は国上寺之門地区の畑2筆、合計面積2,616平米です。1筆目は10アールあたり12,000円、2筆目は10アールあたり10,000円でお願いしたいとのことです。

あっせん委員は8番日笠山委員と14番白河委員にお願いいたします。

9ページ下段「貸したい」の申し出です。場所は住吉里之町地区の田1筆、面積1,100平米です。昨年8月までは知人に作ってもらっていましたが、来年以降耕作しないとのことで新しい借り手を探しています。現在も荒れないように維持管理は行っています。借賃については米を作る場合には物納で米2俵、米以外を作付する場合は10アールあたり10,000円でお願いしたいとのことです。

あっせん委員は3番瀬川委員と1番小倉委員にお願いいたします。

10ページをお開き下さい。

10ページ上段「貸したい」の申し出です。場所は現和近政地区です。現在耕作して

おりませんが、荒れないように維持管理は行っているとのことです。

あっせん委員を10番中村委員と2番橋口委員にお願いいたします。

以上です。

○議長

今月は、「貸したい」の申出でが3件ありました。

これについて、質疑はありませんか。

○2番委員

はい、2番です。私が担当の場所、近政について、降霜地帯だと思うのですが、霜は降りますか。

○事務局

すいません、降霜の状況については、まだ確認できていません。

○2番委員

了解しました。

○議長

そのことについては、私の方から説明します。

川氏・近政地区、それから石堂・平田地区にかけては、降霜地帯であります。

現地は、高台に位置はしていますが、一応降霜地帯という条件でお願いいたします。

○議長

他にありませんか。

それでは、ないようですので、あっせん委員になられた方はよろしくお願ひします。

○議長

続きまして議案第7号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積、計画策定に係る意見の聴取について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第7号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を説明いたします。

まず始めに、資料の訂正をお願いいたします。1-1ページです。1段目の更新分の面積と合計の段の更新分が0平米となっておりますが、2, 055平米に訂正をお願いいたします。

それでは、利用権の設定を説明いたします。1-1ページをお開き下さい。

1段目です。期間が平成28年3月1日から平成31年2月28日の3年間、地目田、面積2, 055平米、内更新分2, 055平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

2段目です。期間が平成28年2月1日から平成33年1月31日の5年間、地目畠、面積7, 046平米、内更新分0平米、利用権の設定をする者2人、受ける者2人です。内訳については1-2ページを、詳細については1-3ページから1-6ページをご覧

ください。

続きまして、所有権移転です。2-1ページをお開き下さい。

1段目です。平成28年1月27日に所有権を移転するものです。地目畠、面積9,351平米、所有権を移転する者3人、受ける者2人です。

内訳については2-2ページを、詳細については2-3ページから2-11ページをご覧ください。

続きまして、農地中間管理事業分の利用権設定です。3-1ページをお開き下さい。

1段目です。期間が平成28年3月1日から平成33年2月28日の5年間、地目畠、面積6,743平米、うち更新分0平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

2段目です。期間が平成28年3月1日から平成38年2月28日の10年間、地目田、面積7,122平米、地目畠、面積60,706平米、合計面積67,828平米、うち更新分0平米、利用権の設定をする者12人、受ける者1人です。

内訳については3-2ページを、詳細については3-3ページから3-15ページをご覧ください。

今回の農地中間管理事業分は、平成27年度において経営転換協力金・耕作者集積協力金の要件に該当する方が主に申請を行っております。3月1日の貸付を行うためには、1月に市町村公告を行わなければならないことから、本日提案させていただいております。

以上、すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。

委員の皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

○議長

はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局の方から説明がありました。まず、「利用権の設定について」審議をいたします。

整理番号1番から3番について、順次、担当委員の報告をお願いします。

○8番委員

はい、8番です。整理番号1と2について説明します。

まず1番です。利用権を設定する者は、申請農地について西之表市でキビ作を大規模にやっておられる方で、近隣にも借りております。申請内容も間違いありませんで、他に借りている農地もきれいに手入れされていますので問題ないと思います。よろしくお願いします。

次に番号2について、この方は3年前から契約をして、田を借りて耕作しております、設定を受けている方は、沖ヶ浜田に在住の方なのですが、この通り道です。申請農地については、今回更新の手続です。双方確認済みですので、よろしくお願いします。

以上です。

○10番委員

はい、10番です。番号3について説明をいたします。

利用権設定する方は、島外でしたので、電話で確認をとりました。

利用権の設定を受ける方は、先週金曜日、本人立会いのもと、現地にて説明を受けました。現在、牧草を植えております。

申請通り、間違いないことを確認いたしました。以上です。

○議長

ただいま、担当委員から報告がありました。

これについて質疑のある方は挙手でお願いします。

○議長

はい、「異議なし」との声がありました。それでは採決をいたします。

利用権の設定1番から3番について、原案どおり承認する方の挙手をお願いします。

○議長

全員の賛成ですので、「利用権の設定」1番から3番については、原案どおり承認し、意見を市長に送付いたします。

○議長

続きまして、「所有権の移転について」審議します。

整理番号1番から3番について、担当委員の報告をお願いします。

○7番委員

はい、7番です。整理番号1につきまして報告いたします。

移転する方は、西之表に住んでいる方です。兄弟が耕作しております、移転を受ける方の畠と隣接しているということもあり、今回の申請となつたようです。

受ける方は、乳用牛、安納いもを生産する認定農家の方です。申請には問題ないものと思います。以上です。

○9番委員

はい、9番です。番号2について、報告をいたします。

所有権の移転を受ける者は、大規模な農業法人でありまして、昨年の1月に会社設立をした農業法人です。

昨日、現地調査をいたしましたが、2番の所有権を移転する方に関しましては、現在、鹿児島市内に入院しております、連絡がとれない状態で、家族も子供さんら島外に在住ということでした。

なお、屋久島の方にご子息がいまして、申請書等については、その方と書類のやりとりを行ったということで、所有権移転に関し、ご子息と連絡をとって確認をいたしました。

現地は、安納地区にある農地でありまして、現在は、飼料用のきびを栽培しております。

した。間違いございませんでした。

整理番号3につきましては、これも所有権を移転する方は、現在老人ホームに入居しております、ご子息が地元に住んでおりますので、ご子息と確認をとりました。

所有権の移転を受ける方は、整理番号2と同じ農業法人です。

面積135平米は、基盤整備のときの残地でありまして、その残地が所有権の移転を受ける方の耕作している農地に隣接しているということで、所有権の移転する方がまだ元気で、体の動くときは、自家用野菜を作付けしておりましたが、今後、耕作が出来ないということで、双方協議の結果、本申請となっております。

現地は少々荒廃しておりますが、移転を受ける方がトラクターで整備して利用していくということでございました。現在は牧草をつくっておりました。以上です。

○議長

ただいまの1番から3番について、質疑のある方は举手でお願いします。

はい、異議なしの声がありました。それでは採決をいたします。

所有権の移転1番から3番について、原案どおり承認する方の举手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございました。

全員の賛成ですので、所有権の移転、1番から3番につきましては、原案どおり承認し、意見を市長に送付いたします。

○議長

続きまして、「利用権の設定、農地中間管理事業分について」、1番から13番につきまして、審議をいたします。

先ほど事務局の方から説明がありましたが、これについて、質疑のある方は举手でお願いをいたします。

○2番委員

はい、2番です。

今回の申請により、各種協力金が発生しますが、担当委員からの報告をお願いします。

○事務局

ただいまの質疑ですが、農地中間管理事業分については、担当委員による確認は必要ないものですから、そのことについての報告は、特に要らないということで、御理解いただければと思います。

○議長

はい、ただいま事務局より説明がありましたように、本件に関しまして、担当委員の報告は要らないということですので、了承お願いいたします。

他にありませんか、それではないようですので、採決いたします。

「利用権の設定」、農地中間管理事業分1番から13番について、原案どおり承認する方の举手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございました。

全員の賛成ですので、「利用権の設定、農地中間管理事業分」、1番から13番につきましては原案どおり承認し、意見を市長に送付いたします。

○議長

以上で本日の議案審議を終了します。

平成28年1月20日

会長 腸田峰生 

2番委員 橋口好文 

3番委員 潤川家夫 